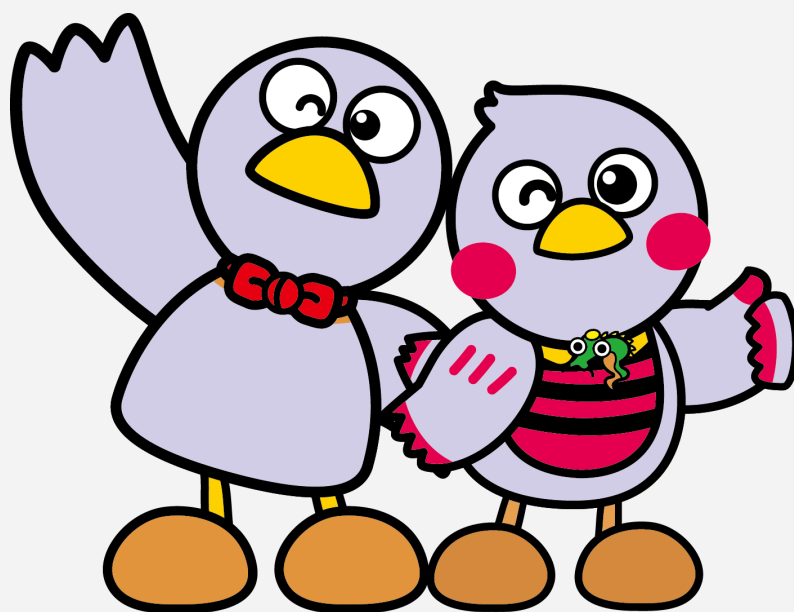


埼玉県私立高等学校等 奨学のための給付金のお知らせ

< 県外校用 >



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

- 埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。
- 埼玉県内に居住し、埼玉県が認可していない学校（県外校）に通われている方向けのリーフレットです。
- 新入生が対象となる早期給付申請をした方についても、7月以降の一般申請を改めてしていただく必要がありますのでご注意ください。

- 以下の期限までに埼玉県学事課のホームページから電子申請をしてください。

申請期限：令和5年11月10日（金）まで（期限厳守）

※家計急変世帯については令和6年2月21日（水）まで（期限厳守）

給付を受けることができる世帯

令和5年7月1日現在で以下の3つの要件を全て満たしている世帯が対象です。

- ① 非課税世帯（※1）又は生活保護（生業扶助）受給世帯（※2）
- ② 保護者（※3）が埼玉県内に住所を有している
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している（特別支援学校を除く）

- ※1 令和5年度の課税証明書等に記載されている保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯を指します（家計急変世帯は除く）。
- ※2 令和5年1月1日時点で海外に在住している場合など、住民税が課税されていない場合は対象外となります。
- ※3 「保護者」は原則親権者ですが、親権者が不在の場合などの例外もあります。詳しくは埼玉県学事課へお問い合わせください。

課税額の確認方法

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税額は、市区町村の窓口等で取得できる課税証明書等で確認できます。

課税証明書での確認方法

令和5年度 課税証明書				〇〇第〇〇〇号	
賦課期日現在の住所及び氏名					
令和4年分の所得の内容		所得控除の内容		令和5年度 市・県民税	
給与収入		社会保険料控除		市 民 税	所得割
公的年金等収入		生命保険料控除			均等割
所得の種類 給与所得 (以下余白)		損害保険料控除		県 民 税	所得割
		配偶者控除			均等割
		配偶者特別控除			年 税 額
		扶養控除		令和5年度課税標準額	
		基礎控除 (以下余白)		総 所 得 分	
			分 離 課 税 分		
			扶養等の 内訳	控除対象配偶者の有無	
				一 般	普通障害
				特 定	特別障害
				老 人	年 少
所得の合計		所得控除の合計			
		繰越控除			

市区町村により、「所得証明書」など名称が異なる場合もあります。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の欄が非課税（0円）の場合、支給対象となります。

給付額について

在籍する学校や世帯構成により、給付額が異なります。

申請対象生徒	世帯区分		給付額(年額)
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護(生業扶助)受給世帯		52,600円
全日制の高等学校等に在籍 世帯区分欄内の「兄弟姉妹」は、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を指します。 (平成12年7月3日～平成20年7月2日生まれ)	「道府県民税」及び 「市町村民税」の所得割が非課税 又は 非課税に相当する世帯	申請対象生徒に <u>兄弟姉妹</u> がない又は申請対象生徒が最年長であり、通信制高等学校に在籍している生徒を扶養(※1)していない	137,600円 (第一子区分)
		申請対象生徒が <u>兄弟姉妹</u> で最年長であり、2人目以降が、通信制高等学校又は専攻科(※2)に在籍している生徒を扶養(※1)している	152,000円 (第二子以降区分)
		複数の高校生等(※3)を扶養していて、申請対象生徒が <u>兄弟姉妹</u> で最年長でない	
		申請対象生徒以外に保護者に扶養されている高校生等(※3)以外の <u>兄弟姉妹</u> がいる(※4)	
通信制の高等学校等に在籍 高等学校等専攻科に在籍	—		52,100円

※1 健康保険証上、被保険者が申請対象生徒と同一である兄弟姉妹を指します。

※2 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科の学科のうち、「大学への編入学基準を満たす課程を有するもの」又は「国家資格者養成課程を有するもの」のことを指します。

※3 P.2の要件③を満たす生徒を指します。

※4 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の高校生等以外の兄弟姉妹がいる場合に該当します。
(平成12年7月3日～平成20年7月2日生まれ)

家計急変世帯について

以下の要件をすべて満たした場合、家計急変世帯として上記世帯区分に応じた補助を受給できます。

- 令和5年7月1日時点で、生活保護(生業扶助)を受けていない世帯
- 令和5年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が課税されている世帯
- 失職(定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職等は対象外)・廃業・死亡・離婚・傷病による休職・災害等に起因する収入減により家計が急変し、令和6年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税に相当すると認められる世帯

○ 必要書類

- P.4の全世帯が必要な書類に加えて、P.5の家計急変世帯が必要な書類を提出してください。

非課税相当の目安

- 3人世帯：年収約221万円未満
- 4人世帯：年収約271万円未満
- 5人世帯：年収約321万円未満

家計の急変時期により給付額が月割りとなります。家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、埼玉県学事課に早急にご連絡ください。

提出書類

	提出書類	対象世帯
1	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書	全世帯
2	振込口座及び振込口座の通帳のコピー	全世帯
3	在学証明書 ※全日制、通信制等の課程が記載されたもの	全世帯 在学校に基準日現在の在籍を証明してもらうもの ※様式は学事課ホームページ参照
4	<u>世帯全員</u> の住民票（続柄が記載されたもの） ※マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
5	①生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は ②生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書	生活保護（生業扶助）受給世帯 ※様式は学事課ホームページ参照 ※②は基準日（※1）以降に証明を受けたものを提出してください
6	保護者全員の令和5年度（非）課税証明書 （道府県民税所得割及び市町村民税の所得割の記載があるもの）	非課税世帯
7	①健康保険証のコピー（申請対象生徒の兄弟姉妹のもの） 又は ②扶養誓約書（国民健康保険に加入している場合）	非課税世帯 ※兄弟姉妹がない、申請対象生徒が通信制高校に通学している等、給付額に影響がない場合は不要
8	個人対象要件証明書	高等学校専攻科に在籍する場合に必要

※1 令和5年7月1日。7月2日以降に入学の場合、入学日翌月の1日（1日付け入学の場合は入学日）。

※2 兄弟姉妹の健康保険証の写しを提出する場合、健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等記号・番号は、判別できないよう黒塗り等した上で提出してください。

○家計急変世帯として申請される場合は、P.5に記載の書類も併せて提出してください。

本事業の実施にあたって収集した個人情報については、本事業の実施にのみ利用し、保管にあたっては適切な処置を講じます。

申請方法等

申請方法：埼玉県学事課のホームページから期間内に電子申請を行ってください。

申請期限：令和5年11月10日（金）まで（家計急変世帯は令和6年2月21日（水）まで）



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

左記のQRコードから学事課のホームページにお進みいただけます。
インターネットで検索する場合は下記キーワードを入力してください。

埼玉県私立 奨学のための給付金 検索

電話でのお問い合わせは、
埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」
TEL：048-830-2725
（平日：午前8：30～午後5：15）

埼玉県総務部学事課

提出書類（家計急変世帯）

提出書類	急変事由				
	失職・廃業	死亡	離婚	傷病による休職	災害等に起因する収入減
1 一般申請と同様	P.4の全世帯が必要な書類				
2 非課税相当世帯の目安年収を確認するために使用する書類	扶養親族全員の健康保険証の写し ※申請者(保護者)が国民健康保険に加入している場合は扶養誓約書を提出				
3 令和5年度に課税されていることを確認する書類	令和5年度の課税証明書				
4 急変後の所得を証明する書類	○給与所得者:退職時に発行される源泉徴収票の写し(提出できない場合は退職までの3か月分の給与明細の写し) ○個人事業主:令和5年分の確定申告書の写し、又は税理士又は公認会計士の作成した証明書類(※1)(※2)	○給与所得者:勤務先作成の年間給与見込(提出できない場合は直近3か月分の給与明細の写し) ○個人事業主:令和5年分の確定申告書の写し、又は税理士又は公認会計士の作成した証明書類			○給与所得者:令和5年分の源泉徴収票の写し(※3) ○個人事業主:令和5年分の確定申告書の写し(※3)
5 急変事由を証明する書類①	○給与所得者:雇用保険受給資格者証、退職票、退職証明書、解雇通告書等 ○個人事業主:破産宣告通知書、廃業等届出等	戸籍謄本の写し		休職証明書等の写し	収入減が災害等に起因することを証明できるもの(※4)
6 急変事由を証明する書類②	家計急変事由調査票				

上記以外に必要な書類が生じることもありますので、家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、埼玉県学事課に早急にご連絡ください。

※1 税理士又は公認会計士の作成した証明書類については、令和6年度の住民税所得割額が非課税になると想定される旨を証明したもの。

※2 個人事業主の場合、原則、令和5年分の確定申告書の写し、又は税理士又は公認会計士の作成した証明書類を提出。

提出ができない場合は、年間収支見込計算表(別紙様式)+直近3か月分の証ひょう書類(売上台帳等)+令和4年分確定申告書(写し)を提出する。確定申告書については、白色申告の場合、申告書B及び収支内訳書、青色申告の場合、申告書B及び青色申告決算書を提出。

※3 急変事由が収入減の場合、年明けに提出。

※4 罹災証明書、新型コロナウイルスの影響に対する公的支援の受給証明書 等